

平成17年5月19日

各 位

会 社 名
本社所在地
代表者氏名

株 式 会 社 ジ スト リ ー ム
東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
代表取締役社長 白 石 清
(コード番号: 4308 東証マザーズ)

問い合わせ先

広報 I R 室長 保 住 博 史
電話 03-4363-7100

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は平成17年5月19日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日開催予定の当社定時株主総会に下記のとおり、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を付議することについて決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役、監査役及び従業員（本定時株主総会決議日以降に就任又は就職する者も含む）
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 600株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
600個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。ただし(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に（ 2 ）に定める新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値の金額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（ 5 ）新株予約権の権利行使期間

平成19年 7 月 1 日から平成23年 6 月 30 日まで

（ 6 ）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（ 7 ）新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が前項（ 6 ）に定める規定により、権利行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができ、この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

（ 8 ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

（注）上記内容については、平成17年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上